ソフトウェア開発業務委託契約

ネオスカイウェイブ合同会社(以下「甲」という。)とインフィニティクラウド株式会社(以下「乙」という。)は、甲が乙に委託するソフトウェアの開発(以下「本件業務」という。)につき、次のとおりソフトウェア開発業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(定義)

(1) 「本件ソフトウェア」

本契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース 類及び関連資料等をいう。

(2) 「仕様書」

本件ソフトウェアの機能要件及び非機能要件が定められ、これに基づき本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様が定められた設計書をいう。

(3) 「納品物」

本件ソフトウェア及び仕様書その他本件業務の遂行に付随して甲のために作成された マニュアル等一切の成果物をいう。

(4) 「第三者ソフトウェア」

第三者が権利を有するソフトウェアであって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるものをいう。

第2条(業務内容)

乙は、甲の本件ソフトウェアの開発に係る業務を受託する。

第3条(納期)

本件ソフトウェアの納期は、2024年12月31日とする。

第4条(委託料)

- 1. 甲は乙に対し、本件業務の対価として、本件業務の検収完了後30日以内に乙の指定する銀行口座に金五百万円を振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2. 本件業務の遂行に必要な旅行交通費、消耗品等にかかる費用は全て甲が負担し、乙は甲に対し当該費用を委託料とは別途請求できる。
- 3. 甲は、本契約が本件業務を完了せずに終了した場合には、第1項に定める金額のうち既にした履行の割合に応じた金額を乙に支払う。ただし、当該終了が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲は、第1項に定める額の全額を乙に支払う。

第5条(再委託)

- 1. 乙は、甲から事前の書面による承諾を得ることなくして、本件業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。
- 2. 前項の承諾がある場合でも、再委託先がさらに第三者に再々委託をすることはできない。

第6条(役割分担)

- 1. 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲による仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力する。
- 2. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、係る遅延又は不実施について相手方に対して責任を負う。

第7条(責任者)

1. 甲及び乙は、それぞれ本件業務に関する責任者を選任し、本契約締結後速やかに相手方

に通知する。

- 2. 甲及び乙は、責任者を変更する場合は、事前に書面により相手方に通知しなければならない。
- 3. 甲及び乙の責任者は、本契約に定められた甲及び乙の義務の履行その他本件業務の遂行 に必要な意思決定、指示、同意等をする権限及び責任を有する。

第8条(仕様書)

- 1. 本件ソフトウェアの仕様書を乙が作成するにあたり、乙は甲に要件の提示を求め、甲は乙の求めに応じて迅速に要件を提示しなければならない。
- 2. 乙が仕様書の作成を完了した場合、甲は、仕様書の記載内容が本件ソフトウェアの仕様書として適合するか点検を行い、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が仕様書に記名押印する。
- 3. 第2項の点検の結果、仕様書が本件ソフトウェアの仕様書として適合しないと判断された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正した仕様書を作成し、甲及び乙は再度前項の点検及び確認手続を行う。
- 4. 甲乙双方の責任者による記名押印をもって、仕様書は確定する。

第9条(仕様の変更)

- 1. 甲又は乙は、仕様書の確定後に、仕様書に記載された本件ソフトウェアの仕様等の変更を必要とする場合は、相手方に対して変更提案書を交付する。変更提案書には次の事項を記載する。
 - (1) 変更の名称
 - (2) 提案者
 - (3) 提案の年月日
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
 - (6) 変更のために費用を要する場合はその額
 - (7) 検討期間を定めた変更作業のスケジュール
- 2. 甲又は乙が相手方に変更提案書を交付した場合、その交付日から14日以内に変更の可否について甲と乙とで協議を行う。
- 3. 前項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更提案書の記載事項(なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以後同じ。)を承認の上、記名押印する。
- 4. 前項による甲乙双方の承認をもって、仕様の変更が確定する。ただし、当該変更が本契約に影響を及ぼす場合は、本契約を変更する契約を締結した時をもって仕様の変更が確定する。

第 10 条 (資料の提供・管理等)

- 1. 甲は乙に対し、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
- 2. 乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、本契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。
- 3. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 4. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

第 11 条 (秘密情報)

- 1. 本契約において秘密情報とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体並びに本契約締結の前後を問わず、開示者が受領者に対して開示した一切の情報(本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する協議・交渉の存在及びその内容を含む。)をいう。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2. 甲及び乙は、秘密情報を厳に秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく秘密情報を本件業務の目的外で使用してはならない。
- 3. 甲及び乙は、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、自己又は関係会社の役員、使用人、弁護士若しくは公認会計士等の外部専門家アドバイザー(以下「役職員等」という。)のうち、本件業務の遂行上必要のある者に限定して秘密情報を開示することができる。なお、かかる開示を行った場合は、役職員等に対して、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとし、甲及び乙と役職員等との間の契約関係が終了した場合にあっても、当該秘密保持義務については、合理的な期間存続させる。
- 4. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。
- 5. 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

第 12 条 (個人情報)

- 1. 乙は、本件業務の遂行に際して甲より取扱いを委託された個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下本条において同じ。)を適切に管理し、他に開示、漏洩、又は公開してはならない。
- 2. 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受ける。
- 3. 個人情報の提供及び返却等については、第10条を準用する。
- 4. 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

第 13 条 (納品)

乙は甲に対し、第3条に定める納期までに、本件ソフトウェアを実際に甲が稼働させることができる状態にすることによって納品する。

第 14 条 (検収)

- 1. 甲は、納品物を受領後30日以内に、納品された本件ソフトウェアが仕様書とおりに稼働することを検査する。
- 2. 甲は、納品物が前項の検査に合格する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付する。 また、甲は、納品物が前項の検査に合格しないと判断する場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を示したうえで修正を求め、乙は甲乙協議の上定めた期限以内に無償で修正して甲に納品する。
- 3. 検査合格書が交付されない場合であっても、第1項の検査期間内に甲が書面で具体的かつ 合理的な理由を明示して異議を述べないときは、納品物は、本条所定の検査に合格したものとみなされる。
- 4. 本条所定の検査合格をもって、納品物の検収が完了する。

第 15 条 (契約不適合責任)

- 1. 納品物に本契約内容との不適合があったときは、乙は自らの裁量により、当該納品物の無 償による修補、代替品の納入若しくは不足分の納入等の方法による履行の追完、代金の全 部又は一部の減額若しくは返還その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2. 甲は、納品後6か月以内に乙に対して不適合がある旨を通知しなければ、履行の追完、代金の減額又は返還、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 3. 甲は、履行の追完又は代金の減額若しくは返還を請求した場合においては、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4. 甲は、納品物に契約不適合があった場合でも、それによって契約目的を達成することができないときに限り、本契約を解除することができる。
- 5. 甲の責めに帰すべき事由により契約不適合が生じたときは、甲は、履行の追完、代金の減額又は返還、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

第 16 条 (履行不能時の委託料の処理)

乙は、甲の責に帰することができない事由によって本件業務を遂行することができなくなった場合、乙が既にした仕事の結果のうち可分な部分の納品によって甲が利益を受けるとき、甲が受けた利益の割合に応じて委託料を請求することができる。

第17条 (納品物の所有権等)

- 1. 乙が本契約に従い甲に納品する納品物の所有権は、納品と同時に、乙から甲へ移転する。
- 2. 納品物について生じた毀損又は滅失等による損害は、納品前に生じたものは甲の責めに帰すべき事由によるものを除き乙の、納品後に生じたものは乙の責めに帰すべき事由によるものを除き甲の負担とする。

第 18 条 (納品物の特許権等)

- 1. 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下これらの権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
- 2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができる。
- 3. 乙は、第1項に基づき特許権等を有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾する。なお、係る許諾の対価は、委託料に含まれる。
- 4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する 特許権等について、必要となる職務発明の承継手続(職務発明規程の整備等の職務発明 制度の適切な運用、譲渡手続等)を履践する。
- 5. 乙は、従前より保有する特許権等を納品物に適用した場合、甲に対し、甲が本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾する。なお、かかる許諾の対価は、別途協議によって定める。

第 19 条 (納品物の著作権)

- 1. 納品物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲の乙に対する委託料の支払いが完了した時に、乙から甲へ移転する。なお、かかる乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれる。また、乙は、自ら又は乙に所属する者をして、甲に対して著作者人格権を行使せず又は行使させない。
- 2. 乙は、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、本件ソフトウェアを甲が利用する ために必要な範囲で甲及び甲が指定する者に対して当該著作物の利用を許諾し、乙は、か かる利用について自ら又は乙に所属する者をして、甲に対して著作者人格権を行使せず又 は行使させない。

第 20 条 (知的財産権侵害の責任)

- 1. 甲が納品物に関し第三者から著作権又は特許権等の侵害の申立を受けたとき、速やかに 乙に対し申立の事実及び内容を通知する。
- 2. 乙は、前項の申立がなされた場合において、甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、 乙に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助を 行ったときは、第25条(損害賠償)の規定にかかわらず、かかる申立によって甲が支払うべ きとされた損害賠償額(逸失利益に関する損害及び弁護士費用を含むが、これに限られな い。)を負担する。
- 3. 乙の帰責事由によって第三者の知的財産権が侵害されたことを理由として、甲が納品物を将来に向けて使用できなくなるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、権利侵害のない他の納品物との交換、権利侵害している部分の変更、継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じる。

第21条 (第三者ソフトウェアの利用)

- 1. 乙は、本件業務遂行の過程において、システム機能の実現のために、第三者ソフトウェア(フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアを含む。)を利用するには、甲の承諾を得なければならない。
- 2. 前項に基づき甲が第三者ソフトウェアの利用を承諾した場合、乙は、乙の費用と責任において、乙と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じる。
- 3. 乙は、第三者ソフトウェアの契約不適合、当該ソフトウェアが第三者の権利を侵害していない こと及び性能が十分であることについて調査を行う。

第22条 (権利義務の譲渡の禁止)

甲及び乙は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の 地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡 し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第 23 条 (解除)

- 1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、その債務不履行の程度を問わず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3. 前2項により解除が行われたときは、解除をされた当事者は、相手方に対し負担する一切の 金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。
- 4. 本条に基づく権利の行使は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

第24条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が暴力団員等若しくは第 1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に

対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

4. 甲及び乙は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを 一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

第 25 条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、全ての損害(逸失利益に関する損害及び弁護士費用を含むが、これに限られない。) の賠償を請求することができる。

第26条 (契約の変更)

本契約は、甲及び乙の代表者が記名押印した書面をもって合意した場合に限り、その内容を変更することができる。

第 27 条 (合意管轄及び準拠法)

- 1. 本契約に関する訴えは、星野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する。

第 28 条 (協議)

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図る。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各一通を保有する。

2024年9月15日

(甲)

住 所 東京都新宿区未来町1-2-3 会社名 ネオスカイウェイブ合同会社 代表者 星野 遼太郎

(Z)

住 所 大阪府北区空想通り4-5-6 会社名 インフィニティクラウド株式会社 代表者 月読 美月